

# 不正アクセスと人権

## － 講演の要点 －

明治大学法学部教授 夏井 高人

- 1 はじめに
- 2 不正アクセスとは何か？
  - a. 不正アクセスに対する国際的取り組みと日本の対応
  - b. ネットワーク社会における不正アクセスの意義
- 3 不正アクセスの事例
  - a. 日本の裁判事例
  - b. アメリカの事例
- 4 不正アクセスと法制度
  - a. 日本の刑罰法令
  - b. 欧米の刑罰法令
  - c. 民事上の損害賠償請求
  - d. 職務違反行為に対するペナルティ
- 5 不正アクセスと人権侵害
  - a. 秘密とすべき個人情報の漏洩
  - b. 結社の自由等の侵害

c. 財産権に対する侵害

6 不正アクセスに対する法的対処と人権侵害

a. 通信ログの解析と人権侵害

b. 証拠物の押収と人権侵害

c. 通信傍受及び暗号解読等と人権侵害

7 人権保障と秩序維持とのトレードオフ

a. 犯罪撲滅か個人の自由か？

b. 均衡点はどこか？

c. よりよき方法論は何か？

8 今後の展望

## <参考資料>

### a. KDD国際電話不正通話事件判決（東京地裁平成7年2月13日判決）

（宣告刑）

懲役1年6月・執行猶予3年懲役1年6月（執行猶予3年）

（事案の概要）

被告人が、「ブルーボックス」と呼ばれるコンピュータソフトをパソコン通信仲間と共同で開発し、これを用いて、電話料金課金システムに不実のファイルを作成させて電話料金の請求を受けることなく国際通話を行い、電話料金相当額の支払を免れた。

（量刑事情）

被告人は（中略）国際通話の利用者が当然に守るべきルールを無視し、国際電気通信システムの秩序をいたずらに混乱させることによって、自己の知的興味を満たすというようなことが許されるべきでないのはいうまでもない上、多数回にわたって不正通話を繰り返した本件犯行自体には、利欲的動機がなかったとはいえず、その動機に酌むべき余地は少ない。本件犯行が、巧妙であることはいうまでもない上、被告人は3か月余りの間に、前後44回にわたって、不正通話を繰り返し、合計37万3806円の財産上不法の利益を得たものであり、その結果も重く悪質である。また、（中略）本件犯行は、コンピュータソフトが一人歩きすることなどによって模倣される可能性も高く、本件犯行が、国際電気通信システム秩序に与えた混乱や、社会的影響には看過しえないものがある。

### b. 朝日放送事件判決（大阪地裁平成9年10月3日判決）

（宣告刑）

懲役1年6月・執行猶予3年懲役1年6月（執行猶予3年）

（事案の概要）

被告人は、大阪市の朝日放送株式会社のホームページ内の天気予報画像を消去してわいせつな画像に置き換えて朝日放送の情報提供業務を妨害するとともに、ホームページにアクセスしてきたBら不特定多数の者にわいせつ画像を閲覧させた。

（量刑事情）

本件は、（中略）ネットワークにおける匿名性に付け込んだ卑劣で自己中心的な犯行といわざるを得ない。また、その結果、公共放送である朝日放送の本来の業務目的を損ない、わいせつ画像を利用者に閲覧させることとなったばかりか、その復旧等のため一時的な閉鎖のやむなきに至らせるなどした点、結果も重いというべきである。

### c.

（決定内容）

顧客管理データに対する差押処分を取り消す。

（事案の概要）

平成10年2月6日に福岡簡易裁判所裁判官が発付した捜索差押許可状に基づき、福岡県中央警察署員らは、10年2月10日に株式会社ベッコアメ・インターネット東京支店内で捜索を実施したが、その際、犯罪容疑者以外のユーザの顧

客管理データを差し押さえた。

(理由の要旨)

本件搜索差押許可状の差し押さえるべき物は、前記のとおり包括的であるところ、その記載の適否はともかく、具体的差押処分にあたっては、差押えの必要性を厳格に解する必要がある。本件顧客管理データは、本件会社とインターネットによる通信サービスの契約を結んだ会員のうち、アダルトのジャンルを選択したホームページ開設希望者428名の氏名、住所、電話番号等からなるデータであり、差し押さえるべき物のうち「顧客名簿」に該当するものとして差し押さえられたものと認められる。このうち「Morokin」のアカウントを使用して本件ホームページを開設した被疑者に関するものについては、本件被疑事実との関連性、差押えの必要性は明らかであるが、その余の会員に関するデータについては、アダルトホームページの開設希望者に限定したところで、本件被疑事実との関連性を認めがたく、差押えの必要性は認められないというべきである。

#### d. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の骨子（警察庁）

##### 1 目的

電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与すること。

##### 2 内容

###### (1) 不正アクセス行為の禁止、処罰

不正アクセス行為（アクセス制御機能を有する特定電子計算機等に電気通信回線を通じて他人の識別符号等を入力して作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為）を禁止し、その違反に対して罰則を設けた。

###### (2) 不正アクセス行為を助長する行為の禁止、処罰

他人の識別符号を無断で提供する行為を禁止し、その違反に対して罰則を設けた。

###### (3) アクセス管理者による防御措置

アクセス管理者は、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

###### (4) 都道府県公安委員会による援助等

###### ア 都道府県公安委員会による援助等

都道府県公安委員会は、不正アクセス行為に係るアクセス管理者からの申出に応じ、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な応急の措置が的確に講じられるよう、必要な援助を行うものとした。

###### イ 国による援助

国家公安委員会、通商産業大臣及び郵政大臣は、毎年少なくとも1回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとした。

また、国は、不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならないこととした。

##### 3 施行期日

公布の日から6月を経過した日（平成12年2月13日）（2(4)アについては公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）